

## 競技オブザーバー登録制度

(目的)

**第1条** この制度は、熱気球競技の充実のため、競技オブザーバー登録に関し、必要な次項を定めることを目的とする。スポーツ委員会は、初級・上級のオブザーバー講習会を実施・公認し、またオブザーバーの記録を管理するとともに、オブザーバーに必要な情報を提供する。

(登録証)

**第2条** スポーツ委員会は、競技オブザーバーに登録されたオブザーバーに対して、登録証を発行する。

**2** 登録料は1,000円とする。

**3** 登録証の再発行に関しては、過去の記録が確認できる場合に限り、1,000円で行う。

(オブザーバークラス)

**第3条** 競技オブザーバー登録制度では、オブザーバーをクラスA、クラスB、クラスCに分類する。

**2** クラスCは、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) スポーツ委員会の主催・公認する初級オブザーバー講習会を受講すること。

(2) 登録時に16歳以上であること。

**3** クラスBは、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) クラスCを取得していること。

(2) 一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）の正会員もしくは家族会員であること。

(3) スポーツ委員会の認定したタスクに少なくとも20タスク以上オブザーバーとして参加した経験があること。

(4) 日本選手権もしくは国際航空連盟（以下「FAI」という）の定めるカテゴリー1もしくは2の大会で、1大会以上（2フライト以上）オブザーバーとして参加した経験があること。

**4** クラスAは、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) クラスBを取得していること。

(2) スポーツ委員会の主催・公認する上級オブザーバー講習会を受講していること。

(3) 連盟の正会員もしくは家族会員であること。

(4) スポーツ委員会の認定したタスクに少なくとも50タスク以上オブザーバーとして参加した経験があること。

(5) 日本選手権もしくはFAIの定めるカテゴリー1もしくは2の大会で、3大会以上オブザーバーとして参加した経験があること。

(6) 連盟の定める熱気球操縦士技能証の取得に必要な筆記試験に合格すること、または有効な熱気球操縦士技能証を所持していること。

**5** この制度の対象となるタスクは次のとおりとする。

(1) 1986年以降に実施された日本選手権タスク。

(2) 1987年以降に実施された日本ランキングタスク（NRSタスク）。

(3) FAIの定めるカテゴリー1もしくは2で実施されたタスク。

**6** 連盟は、FAIに定められている国際選手権のオブザーバーに、クラスA・クラスB・クラスCの優先順位で推薦する。推薦されるオブザーバーは競技オブザーバーとして最低限の英語を話すことが必要とされる。

(登録手順)

**第4条** クラスCは、初級講習会の受講履歴をもとに登録される。

**2** クラスBは、次の書類を事務局に提出し、スポーツ委員会によって認定される。

(1) クラスCのオブザーバー登録証。（オブザーバー活動記録が記入してあること）

(2) 連盟会員証のコピー。

**3** クラスAは、次の書類を事務局に提出し、スポーツ委員会によって認定される。

(1) クラスBのオブザーバー登録証。（オブザーバー活動記録が記入してあること）

## JBF-2019

- (2) 連盟会員証のコピー。
- (3) 上級オブザーバー講習会の受講証のコピー、または登録証に上級オブザーバー講習会受講の記録があること。
- (4) 連盟の定める熱気球操縦士技能証の取得に必要な筆記試験の合格証明、または熱気球操縦士技能証のコピー
- 4 オブザーバー登録証の活動記録へのサインは、該当する大会のチーフオブザーバーまたはデブリーフャーのものとする。
- 5 競技オブザーバー登録されたクラス A もしくはクラス B のオブザーバーには、認定証とパッチが提供される。

### 附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。

### 附則 平成 30 年（2018 年）7 月 22 日改正

この制度は、平成 30 年（2018 年）7 月 22 日より施行する。